1. はじめに―「やさしい日本語」が求められる背景―

現在、定住外国人の数が増えています。このことの背景にはさまざまな要因が考えられますが、人材の移動のグローバル化と日本社会の少子高齢化および生産年齢人口(15~64歳)の減少傾向がその大きな要因であることは間違いありません。つまり、成功の場を海外に求めようとする人の流れと、外国人の力を必要とする日本国内の動きが同じ方向性を向いているのです。

このように、これからの日本社会を支えていく上で外国人の力がどうしても必要であるとすれば、そのような理由で日本にやってくる外国人が母国でと同じように、日本においても自己実現することができることを保証する必要があります。このことは個人の手には余る大きな問題ですが、筆者を研究代表者とする研究グループではこの問題に「やさしい日本語」という観点からアプローチしています。

さて、外国人に対する情報提供ということから言えば、母語での情報 提供ということが考えられます。実際、災害時においてはできる限り多 くの母語による情報提供がきわめて重要です。しかし、平時においては どうでしょうか。

東京都国際交流委員会/国際交流・協力 TOKYO 連絡会編(2012)によって初めて明らかになったように、各地の自治体では多言語による情報提供が確実に行われるようになってきています。このことは少し以前の状況と比べれば格段の進歩であり、大いに喜ぶべきことです。しかし、最も多いパターンである英・中・韓の3言語、および、それにポルトガル語とスペイン語を加えた5言語で情報を提供したとしても、それに入らない言語の人はそこからこぼれてしまいます。これは仮に100の言語をカバーしても101番目の言語の人はこぼれてしまうことを意味するので、完全な多言語化というのは原理的にもほぼ不可能だと言えます。しかも、翻訳する言語が増えるということは行政のコストを増やすことにもなります。

また、それ以外の問題もあります。岩田(2010)で紹介している国立

国語研究所による全国調査では、定住外国人が「自分がわかる外国語」として挙げたものは「日本語」が 62.6%に対して「英語」は 44%でした。さらに、広島では「日本語」が 70.8%で「英語」が 36.8%と約 2 倍だったとのことです。にもかかわらず、実際には情報提供は英語でしか行われていません。このような情報のミスマッチも存在するのです。

このようなことを考えると、平時における情報提供の手段として、「やさしい日本語」ということを考える必要があることがわかります。そして、上記の報告書にもあるように、各地の自治体においても「やさしい日本語」を情報提供の1つの手段として取り組もうとしているところが着実に増えつつあります。

この小文ではこのように多面的に発展しつつある「やさしい日本語」 という考え方について考えていきたいと思います。

2.「やさしい日本語」とは何か

ここでは、「やさしい日本語」というのはどのような内容・性格のも のであるかについて述べます。

2-1.「やさしい日本語」を支える3つの柱

「やさしい日本語」には、1)補償教育の対象としての側面 2)地域社会における共通言語としての側面 3)地域型初級の対象としての側面 という3つの性格があります。

2-2. 補償教育の対象としての「やさしい日本語」

最初に述べたように、現在においてもすでに、外国人の力抜きにしては日本社会を支えていくことは困難になってきています。そして、この傾向は日本が少なくとも現在の経済規模を維持していこうとするならば決して減少することはないと考えられます。つまり、これからの日本社会はその重要な担い手として外国人を迎え入れる体制を取らなければならないのです。そうであるとすれば、そうした外国人が母国でと同じように、母語を使って自己実現できる道が保証されているべきだと考えられます。しかし、1でも述べたように、このことを完全に実現することは現実にはほぼ不可能です。そのことを踏まえ、山田(2002)は次のよう

に述べています。「日本社会を多言語化することが困難であることを日本側がわび、その代わりに自己実現を可能にする一定以上の日本語能力が習得できる機会を「償い」として補償する」。そして、このような教育を補償教育(compensatory education)と呼んでいます。

山田(2002)はこうした補償教育を外国人に対する初期日本語教育として、公的に無償で保証すべきであると主張しています。筆者たちの研究グループもこの考え方に賛同し、そうした教育が保証されるようになった際の具体的な教育内容としてふさわしいものとして、後で述べるStep1,2を設計しました。

Step1, 2 はこのように、初期日本語教育の対象となることを意図して作られています。そのため、文法的にはリソース(材料)を最低限のものに刈り込んでいます。しかし、刈り込んだ結果、外国人が日本語を用いて自らが表現したい内容が表現できなくなるということはないように設計されています。ここでは、少ないリソースであってもそれを確実に使いこなすことによって、外国人が主体的に自己を表現できるということを重視しています。この点についてはイ(2009)も参照してください。

2-3. 地域の共通言語としての「やさしい日本語」

「やさしい日本語」は補償教育の対象として以外の側面も持っている。これまでの日本社会は、外国人に対して一方的に日本語習得を求めてきました。「ここまで来たら(日本人と同じような(native-likeな)日本語能力を身につけたら)仲間に入れてあげよう」という考え方です。日本語教育もそのことに力を貸してきたと言えます。しかし、こうした考え方は対等な市民同士の交流のあり方としては不適切なものであり、外国人側にも最低限の日本語習得を求める一方で、日本人側もその日本語を理解し、自らの日本語をその日本語に合わせて調整する訓練をする必要があります。その調整過程に共通言語として成立するのが「やさしい日本語」なのです。このことを図示すると次のようになります。

¹ ここで補足しておくと、このように述べたからといって、そのことは外国人が native-like になりたいと考えるのは間違いだと主張しているわけではないということです。native-like になりたいというのは外国語習得の動機付けとしてまっとうなものであり、日本語教育にはその期待に応えていく責任があります。ここで言いたいのは、これまでの日本語教育では native-like になることだけが目的

くこれからの地域社会における「やさしい日本語」>

日本語母語話者<受け入れ側の日本人>

→ コード (文法、語彙) の制限、日本語から日本語への翻訳 やさしい日本語 (地域社会における共通言語)

↑ ミニマムの文法 (Step1, 2) と語彙の習得 日本語ゼロビギナー<生活者としての外国人>

ここで注意すべきは、現在の(そして、おそらく今後も)この図の「地域における共通言語」の役割を果たせるのは、「英語」ではなく、また「日常の日本語」でもなく、「やさしい日本語」だけであるという点です 2。

2-4. 地域型初級の対象として「やさしい日本語」

ここでは「やさしい日本語」が持つ3つ目の側面について考えます。 日本語教育はシステムの点から、学校型日本語教育と地域型日本語教育に大別されます(尾崎2004)が、この両者はいくつかの点でかなり異なった性格を持っています。

例えば、学校型は契約関係であり、教師はプロとして教える義務を、 学生は(ビザの在留資格が「留学」であるように)学習する義務を負っ ていますが、地域型にはそのような義務はなく、日本人側も外国人側も 参加は自由です。また、学校型では教えるのはプロの教師ですが、地域 型では通常そうではありません。

また、この 2 つほど意識されていませんが、両者を分けるもう 1 つの違いがあります。それは学習にかけられる時間数です。具体的に言うと、学校型の初級の到達目標である旧日本語能力試験 3 級 (現行試験の N4)の所要時間数の目安は 300 時間とされています。これは学校型における集中予備教育で考えれば、20 時間/週×15 週ですから、容易に達成で

とされてきたのを改め、そうでない日本語学習のあり方も認め、それに対応できる日本語教育のあり方も考えていく必要があるということです。

² 英語が「共通言語」の地位を占め得ないのは、1 つには(岩田 2010 が指摘するように)定住外国人の多くが英語を必ずしもよく理解できるわけではないこと、もう 1 つは日本人にとっても英語がそれほど使いこなせる言語ではないことによります。

きるものです。しかし、週 1 回 2 時間が標準である地域型日本語教室においてこのことを考えてみるとどうでしょうか。 300 時間を 2 時間で割ると 150 週 (=3年)となります。つまり、初級の教科書を終わるだけで毎週教室に通ったとしても 3 年かかることになるのです。

このようなことが非現実的であることは簡単な算術的事実であるにもかかわらず、これまでは学校型の日本語教育の方法を地域型に横滑りさせることが多く、教材にしても学校型のものがそのまま使われることが多かったのです。しかし、限られた時間で、かつ、学習者が自由に使えるレパートリーを着実に増やすということを目的とするならば、こうしたあり方は改革する必要があります。庵(2009)ではこうした問題意識に立ち、かつ、上記の補償教育の対象としての側面も踏まえながら、ミニマム(最低限)の文法として Step1, 2 を策定しました(庵 2011 も参照)。この Step1, 2 を 「地域型初級」と呼びます。

3. 公文書書き換えプロジェクト

さて、Step1,2は地域型初級として、また、補償教育の対象としての側面を持っていますが、そのことをさらに発展させるために、筆者たちの研究グループでは「公文書書き換えプロジェクト」を推進しています。

外国人が普通の市民として、日本で定住していくということを考えた場合に必要となることの1つが公的機関から日本語で提供される情報を理解することです。本章では、外国人が読める必要がある、地方公共団体が発行している各種の「お知らせ」を「公文書」と呼ぶことにします。

公文書はいわゆる「お役所ことば」で書かれていることが多く、わかりにくいという批判が多いです。その意味で、公文書は日本人住民にとっても(特に高齢者や障がい者のような言語的少数者にとって)改善すべき余地を残したものですが、日本語力がまだ十分ではない外国人にとっては特に読むことが難しいものです。

上述のように、筆者たちの研究グループでは定住外国人に対する言語保障 3としてStep1,2を策定しましたが、それを推し進めて、このStep1,2が使いこなせるレベルになった外国人が自力で公文書から情報を取れ

³ ここでは、定住外国人の「言語権」を保障するという観点から、(「補償」ではなく)「言語保障」という語を用いています。

るようなシステムを構築するということを目標として掲げています。この考え方の背景には、定住外国人の日本語習得に関する minimum requirementとしてStep1,2 を考えた場合に、それによって公文書の読解までがカバーされれば、Step1,2 の価値が高まり、外国人の日本語学習の動機付けにもなり、そのことがひいては外国人の日本社会へのスムーズな受け入れにもつながるという期待があります。

4. まとめ

この小文では、今後の日本社会において極めて重要な課題である、(真の意味の)多文化共生に向けて、「やさしい日本語」をめぐる本研究グループがどのような立場で関わろうとしているかについて略述しました。 私たちのグループの研究は現在多様に発展しつつあります。その途中形は本研究のホームページ 4において随時ご報告していく予定です。

参考文献

イ・ヨンスク(2009)「外国人が能動的に生きるための日本語教育」 『AJALT』32号、国際日本語普及協会

あ雄(2009)「地域日本語教育と日本語教育文法」『人文・自然研究』3、一橋大学(http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/handle/10086/17337)

庵 功雄(2011)「日本語教育文法からみた「やさしい日本語」の構想:初級シラバスの再検討」『語学教育研究論叢』28、大東文化大学

(http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/handle/10086/23116)

庵 功雄(2013 予定)「公文書書き換えコーパスの統語論的分析—受身を 中心に—」『人文·自然研究』7、一橋大学

庵 功雄・岩田一成・筒井千絵・森 篤嗣・松田真希子(2010)「「やさしい日本語」を用いたユニバーサルコミュニケーション実現のための予備的考察」『一橋大学国際教育センター紀要』創刊号、一橋大学(http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/handle/10086/18797)

庵 功雄編(2011)「やさしい日本語を用いたユニバーサルコミュニケーション社会実現のための総合的研究」(中間報告)

⁴ http://www13.plala.or.jp/yasashii-nihongo/

(http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/handle/10086/19320)

- 岩田一成(2010)「言語サービスにおける英語志向」『社会言語科学』13·1、 社会言語科学会
- 尾崎明人(2004)「地域型日本語教育の方法論的試論」小山悟他編『言語 と教育』くろしお出版
- 東京都国際交流委員会/国際交流·協力 TOKYO 連絡会編(2012)「日本語を母語としない人への情報発信等に関する実態調査報告書」

(http://www.tokyo-icc.jp/topics/nihongo.html)

山田 泉(2002)「第8章 地域社会と日本語教育」細川英雄編『ことば と文化を結ぶ日本語教育』凡人社